

(資料5)

宿泊税検討の背景について

第1回秋田市宿泊税検討委員会
令和6年7月10日

検討に至った経緯

- 本市においては少子高齢化の進行等により、人口減少は避けられない状況にある。人口減少下においても、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐためには、交流人口の拡大を図っていく必要があり、そのためには、魅力ある観光コンテンツの提供や、受入体制の強化など、魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。
- 一方で、今後、市の歳入は減少傾向で推移していくことが想定され、財源確保の取組として、ネーミングライツの導入や受益と負担の観点からの使用料・手数料の見直し等を行ってきたものの、現状では、歳入規模の縮小に合わせて歳出を縮小していかざるを得ない状況にある。
- そのような状況においては、今までと違った視点から、交流人口の拡大を図る新たな取組を行うことが重要であり、そのための財源確保もあわせて検討する必要がある。



- 交流人口の拡大等を図るための、新たな取組に必要な財源として、安定的かつ継続的に歳入確保が見込める宿泊税の導入検討に至ったもの

種類	安定性・継続性 ・歳入の規模	適否
地方税	安定的・継続的に確保可能であり、 一定規模の歳入が見込める	○
負担金・ 分担金	安定的ではあるが継続的な確保は 難しく、歳入の規模も限定的	△
使用料 手数料	安定的・継続的に確保可能で あるが、歳入の規模が限定的	△
寄附金	不安定であり、継続的に財源 として見込むことが難しい	×

宿泊税

○宿泊税とは

ホテルや旅館等の宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した宿泊者に対して課税する税であり、条例により用途や目的が定められる法定外目的税。各自治体により制度設計の詳細に違いがある。

○宿泊税をめぐる最近の動向について

- ・令和6年7月1日時点で、9自治体が既に導入済みであるほか、3自治体が総務省から同意を得ている。また、全国的に多数の自治体が導入に向けた検討を行っている。
- ・令和6年3月1日付けで、公益社団法人経済同友会が、観光振興に向けた財源として、宿泊税を法定目的税に位置付け、全国共通の制度とするよう、政府に対し、提言している。

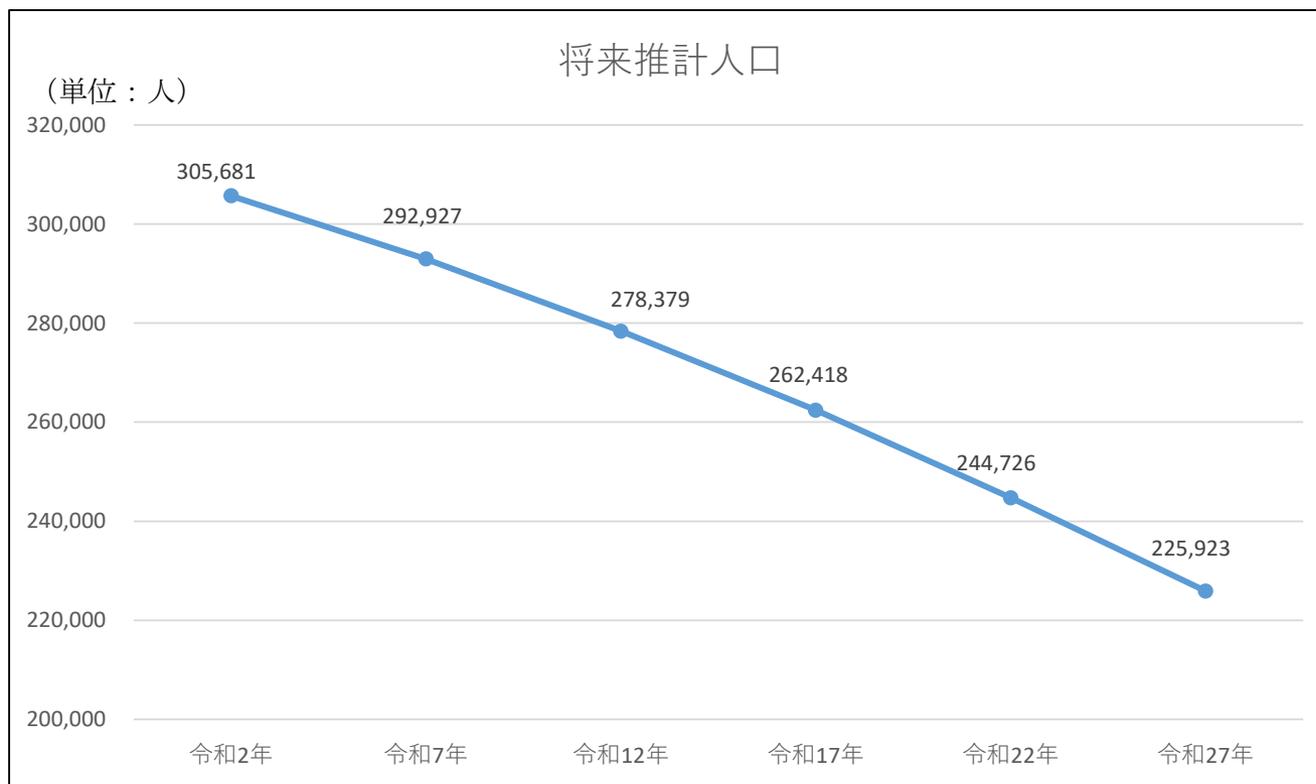
【参考】 地方税法（抜粋）

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第2項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

秋田市の人口の推移

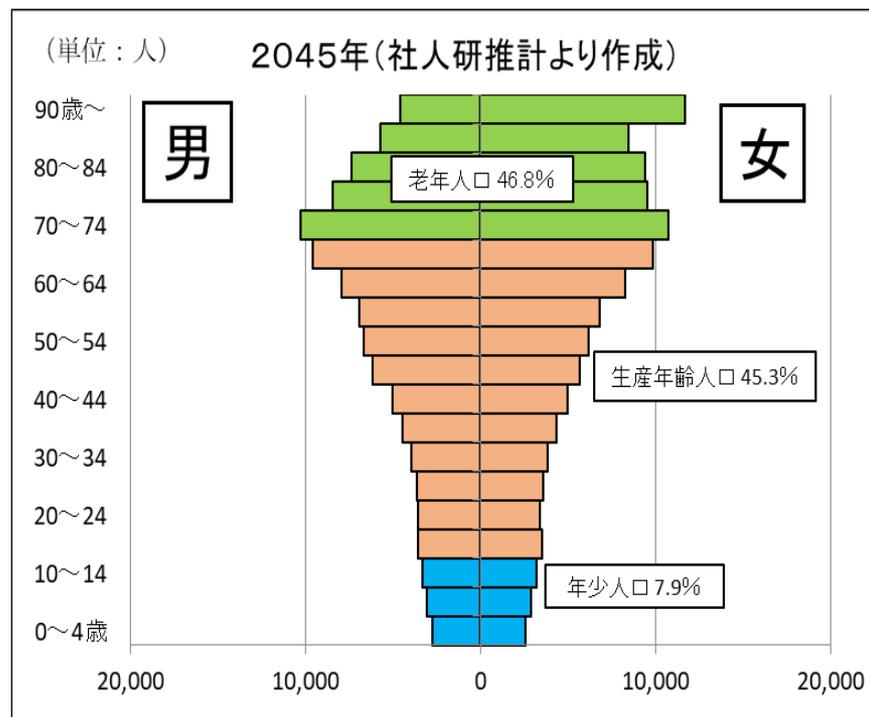
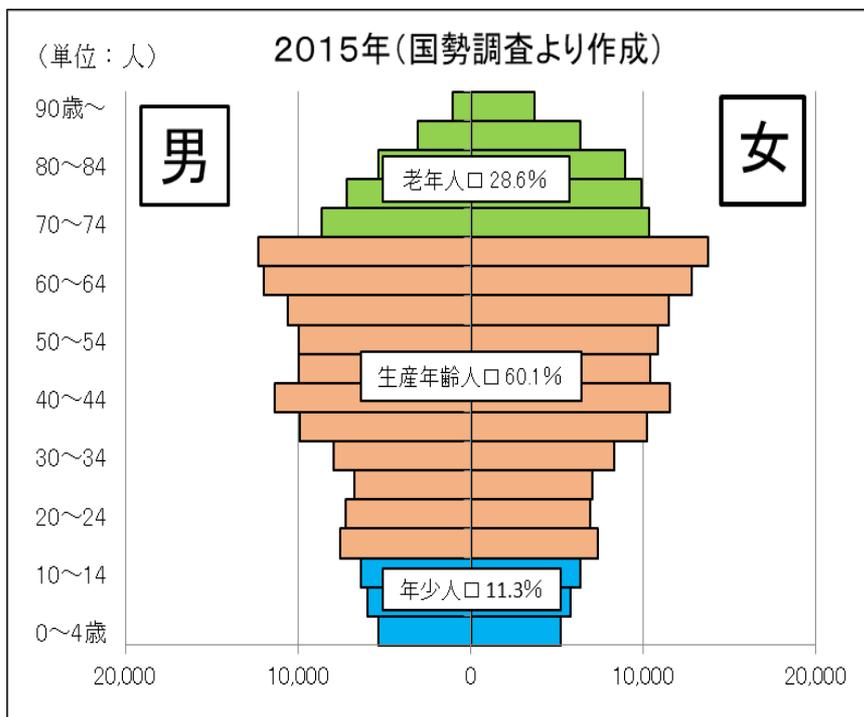
- 本市の人口は、平成17年に河辺町・雄和町と合併して33万人に達したが、令和5年11月1日時点の人口は推計で29万9,911人となり、合併後、初めて30万人を下回った。
- 秋田市人口ビジョン（令和3年3月）における将来推計人口に用いられている国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年（2045年）の本市人口は、約22万6千人と推計されており、令和2年（2020年）の人口約30万6千人と比較すると、約26.1%の減となることが予想されている。



(数値引用元：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」)

秋田市の年齢3区分別人口の割合の推移

○本市の年齢3区分別人口は、年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、平成30年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2045（令和27年）には生産年齢人口割合を上回ると推計されている。

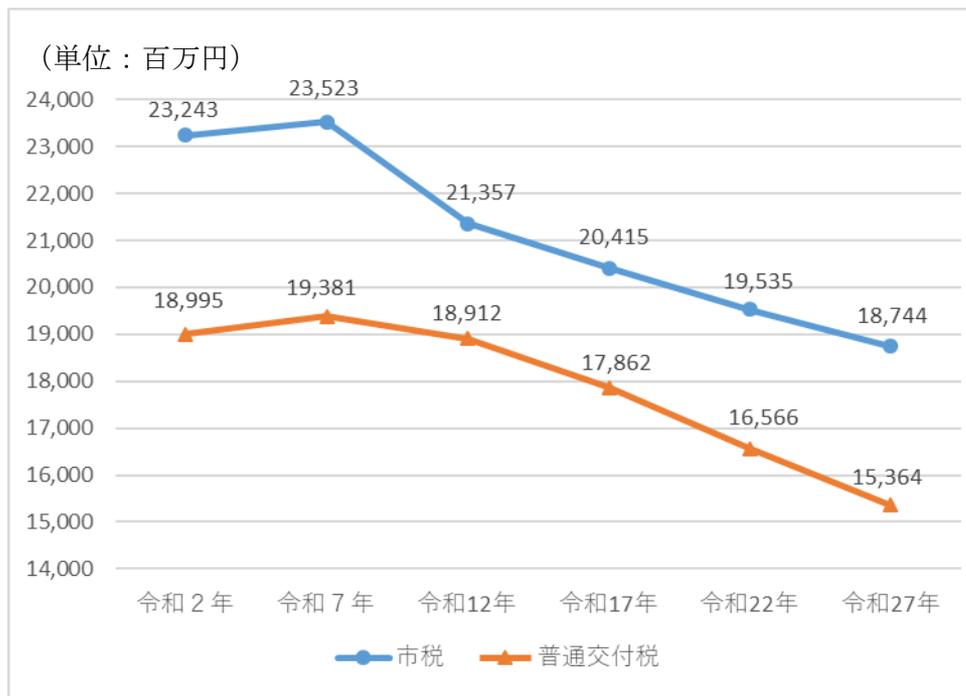


※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳以上65歳未満、老年人口：65歳以上。

(図表引用元「秋田市人口ビジョン」)

秋田市の市税および普通交付税の推移

- 人口の変化が地域の将来に与える影響として、市税および普通交付税は減少傾向で推移することが想定される。
- 市税のうち、個人市民税は、令和7年度以降は減収が続く見込みであり、令和27年度（2045年度）は令和2年度（2020年度）と比較して、11.6%の減が想定される。
- 普通交付税の算定における測定単位には人口が用いられており、人口減少に伴う基準財政需要額の減少により、令和27年度（2045年度）は、令和2年度（2020年度）と比較して、19.1%の減が見込まれる。



令和2年度と令和27年度の市税収入の比較 (単位：千円)

税目	令和2年	令和27年	差
個人市民税	15,244,242	13,469,000	△ 1,775,242
法人市民税	3,677,831	3,832,000	154,169
軽自動車税	834,804	873,420	38,616
市たばこ税	1,930,059	536,572	△ 1,393,487
入湯税	33,261	33,261	0
事業所税	1,522,363	-	△ 1,522,363
合計	23,242,560	18,744,253	△ 4,498,307

令和2年度と令和27年度の普通交付税の比較 (単位：千円)

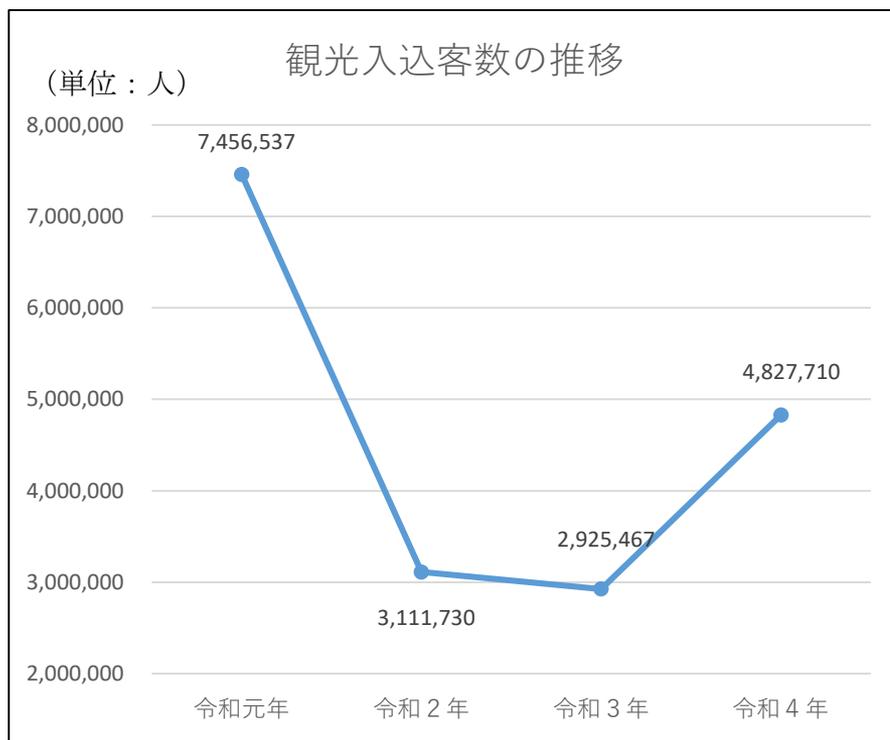
	令和2年	令和27年	差
普通交付税	18,995,323	15,364,200	△ 3,631,123

※市税等に人口減少の影響を受けない固定資産税および鉱産税は含まれていない。

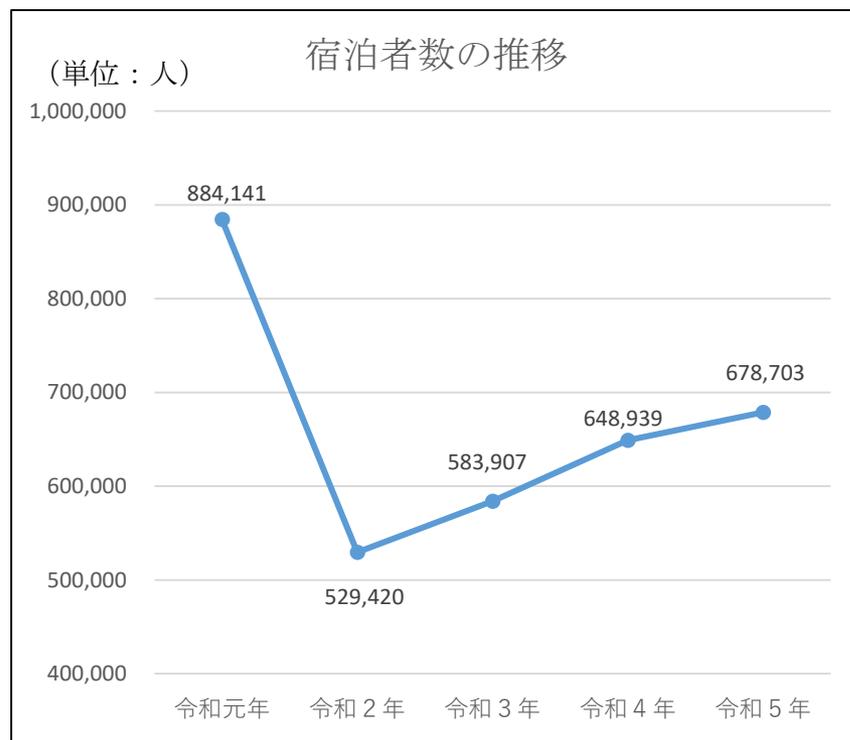
(数値引用元「秋田市人口ビジョン」)

秋田市の観光入込客数および宿泊者数の推移

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の観光入込客数は、前年と比較して**58.3%**の減となり、令和3年も同水準で推移したが、令和4年以降は回復傾向にある。
- 同様に、令和2年の宿泊者数も、前年と比較して**40.1%**の減となったが、令和3年以降緩やかに回復している。



(出典：秋田県観光統計)



(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

観光関連施策の更なる推進と財源確保

- 人口減少下において、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐためには、交流人口の拡大を図っていく必要があり、そのためには、魅力ある観光コンテンツの提供や受入体制の強化など、魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。
- しかしながら、市としての歳入は減少傾向にあり、これまでも財源確保のため、様々な取組を行ってきたが、現状では、全庁的に歳出を縮小していかざるを得ない状況にある。
- そのような状況においては、今までと違った視点から、交流人口の拡大を図る新たな取組を行うことが重要であり、そのための財源確保策の一つとして、宿泊税の導入を検討するに至ったものである。
- 宿泊税を導入した場合は、観光客の受入環境の整備に要する費用の財源にするなど、あらかじめ定めた特定の目的に限って活用し、使途について毎年度公表する。